

宮城県警察交通機動隊の運営に関する訓令

昭和51年3月26日
宮城県警察本部訓令第3号

宮城県警察交通機動隊の運営に関する訓令を次のように定める。

宮城県警察交通機動隊の運営に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 運営（第5条—第11条）
- 第3章 勤務（第12条—第17条）
- 第4章 服務（第18条—第21条）
- 第5章 指導監督（第22条・第23条）
- 第6章 事件事故の措置（第24条—第27条）
- 第7章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）第3条第1項に基づき宮城県警察本部に置かれた宮城県警察交通機動隊（以下「交機隊」という。）の任務、編成等を定め、効率的な運営を行うことを目的とする。

（準拠）

第2条 交機隊の運営については、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（任務）

第3条 交機隊は、機動警ら、自動車検問、暴走族の取締り等の勤務を通じ、主として幹線道路における交通の安全と円滑を図るため、交通秩序維持の中核として交通の指導取締り、交通整理、交通事故発生時の初動活動を行うとともに、次の各号に掲げる任務を遂行するものとする。

- (1) 緊急配備活動
- (2) 重大事件認知時における初動活動
- (3) 警衛、警護その他特に命ぜられたこと。

（編成）

第4条 宮城県警察交通機動隊長（以下「隊長」という。）は、機動取締係に班を置くことができる。

第2章 運営

（隊長の責務）

第5条 隊長は、交機隊の任務を遂行するため、交機隊の機動力を集中的かつ能率的に運営するとともに、交通機動隊員（以下「隊員」という。）の勤務の安全を図るため、隊員に対する教養訓練を計画的に実施し、安全運転管理に努めるものとする。

（運用計画と勤務計画）

第6条 隊長は、交機隊の効率的な運用を図るため県内の交通情勢を総合的に検討し、月

ごとの運用計画を定めなければならない。

(機動警ら方面)

第7条 基本勤務における機動警らは、特に必要がある場合のほか指定された方面(以下「機動警ら方面」という。)での活動とする。

2 機動警ら方面は、中央方面(仙台中央警察署、仙台南警察署、仙台北警察署、仙台東警察署、泉警察署、若林警察署、塩釜警察署及び大和警察署の管轄区域とする。)、沿岸方面(石巻警察署、気仙沼警察署、佐沼警察署、登米警察署、河北警察署及び南三陸警察署の管轄区域とする。)、仙北方面(古川警察署、遠田警察署、若柳警察署、築館警察署、鳴子警察署及び加美警察署の管轄区域とする。))及び仙南方面(岩沼警察署、大河原警察署、白石警察署、角田警察署及び亘理警察署の管轄区域とする。)の4つの方面とする。

3 隊長は、特に必要があると認めるときは、警察署の管轄区域又は路線を指定して活動させることができる。

(車両取扱者)

第8条 隊長は、車両の運転を担当する者を車両取扱者として指定するなど、車両管理上の責任を明らかにしなければならない。

(指導員)

第9条 交機隊に訓練指導員及び法令指導員を置き、巡査部長以上の隊員の中から隊長が指名する。

2 訓練指導員は、隊長の命を受け隊員の勤務の安全を図るため機動警ら活動等に必要な運転技能の向上に関する教養訓練に当たるものとする。

3 法令指導員は、隊長の命を受け交通法令違反の指導取締り技術及び捜査能力の向上を図るため必要な教養訓練に当たるものとする。

(応援派遣)

第10条 警察本部の各課長等(以下「課長等」という。)及び警察署長(以下「署長」という。)は、交通の指導取締り、警衛、警護その他警察業務の遂行上、隊員と車両の応援を必要とするときは、隊長を経て交通部長にその派遣を要請することができる。

2 前項の応援派遣要請は、原則として派遣を必要とする日の3日前までに次の各号に掲げる事項について文書又は電話により行うものとする。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

(1) 派遣の日時及び場所

(2) 派遣を必要とする人員及び車両の種別、台数

(3) 派遣を必要とする理由

3 応援派遣を命ぜられた隊員は、派遣先の課長等又は署長の指揮下において当該任務の遂行に当たるものとする。

(連絡協調)

第11条 隊長は、平素から交機隊の適正かつ効率的な運用を図るため課長等及び署長と連絡を密にし協調に努めなければならない。

第3章 勤務

(勤務の種別)

第12条 隊員の勤務種別は、基本勤務、応援勤務及び特別勤務とする。

2 基本勤務とは、次の各号に掲げる勤務に従事することをいう。

- (1) 機動警ら勤務 機動警らによつて行う交通指導取締り
- (2) 検問勤務 道路交通の状況に応じて必要と認められる場所において行う車両検問、交通監視及び交通整理を通じて行う交通指導取締り
- (3) 機動警ら中に認知した交通事故の初動措置
- (4) 機動警ら中に認知した重要事件発生時において機動力によつて行う初動活動
- (5) 教養訓練等 教養訓練、車両の点検整備、書類の作成その他の事務処理

3 応援勤務とは、応援派遣先において前項の勤務に従事することをいう。

4 特別勤務とは、警衛、警護、警備実施、緊急配備その他隊長の命ずる特別の勤務に従事することをいう。

(勤務制等)

第13条 隊員の勤務制及び勤務時間は、県警察職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年宮城県警察本部訓令第9号）の定めるところによるものとし、その勤務時間の割り振りは、隊長が別に定めるものとする。

(緊急活動)

第14条 隊員は、勤務中に緊急配備の発令を知つたときは、直ちに出勤し所要の活動を行わなければならない。

2 隊員は、勤務中に重大交通事故の発生を知つたときは、直ちに出勤し所要の初動活動に従事しなければならない。

(勤務報告等)

第15条 隊員が勤務につくときは、副隊長に勤務開始の報告をし、必要な指示を受けなければならない。

2 隊員は、勤務が終了したときは副隊長に勤務の結果、人員装備等の異常の有無及び特異事項について報告しなければならない。

3 隊員は、当日の勤務状況を隊長が別に定める勤務日誌に記載し、隊長に報告しなければならない。

4 隊員は、勤務中知り得た交通情報その他警察活動に必要と認められる事項については、積極的に報告しなければならない

(隊務状況の報告)

第16条 副隊長は、毎日の隊員の勤務状況、指導監督事項及びその他必要と認められる事項を隊長に報告しなければならない。

(活動状況の報告)

第17条 隊長は、毎月の活動状況を警察本部長に報告しなければならない。

第4章 服務

(隊員の選任)

第18条 隊員は、機動警らについての適性を有し、かつ、規律厳正で良好な公衆関係を保持するにふさわしい者の中から選任する。

2 隊員は、機動警らによる交通の指導取締りについて必要な新隊員訓練を終了した後に、機動警ら勤務につかせるものとする。

(隊員の一般的心得)

第19条 隊員は、職責を自覚して常に機動警ら、交通の指導取締り、交通事故捜査及び暴走族取締りについて必要な訓練を反復して行い、技能と知識の向上に努めるとともに、任務の遂行に当たっては、特に次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 特権意識や優先意識を排し、道路及び交通の状況に応じた安全運転に努めること。
- (2) 交通関係法令と刑事手続に関する研さんに努めること。
- (3) 品位を保持し、言語、態度に注意して関係者の理解と協力を得るように努めること。
- (4) 車両その他の装備資機材は、常に点検整備し、取扱いに習熟するとともに、その高度の活用に努めること。
- (5) 道路とその付属物、その他の保安施設及び交通規制の状態等のは握に努めるとともに救急医療機関並びに交通関係機関等の所在を確認しておくこと。
- (6) 急訴、その他の願届を受けたときは、所要の措置を講ずるとともに、速やかに所轄署長に通報し、正確な引継を行うこと。
- (7) 勤務中は、無線通信の傍受体制をとり、有事に際し迅速かつ効果的な措置がとれるように配慮すること。

(勤務変更)

第20条 隊員は、特殊事情の発生により指定された勤務と異なる勤務をする必要があると認めた場合は、速やかに上司に報告して指揮を受けなければならない。ただし、緊急を要し指揮を受けるいとまのないときは、直ちに所要の措置をとり、事後速やかに報告するものとする。

(紛失、破損等の防止)

第21条 隊員は、保管中の交通切符、交通反則切符、点数切符、違反者の運転免許証及び装備資機材については、紛失、破損等のないように適正な取扱いをしなければならない。

第5章 指導監督

(指導監督)

第22条 隊長以下の各級幹部は、常に隊員の指導監督を励行し、厳正な規律の保持、融和と団結、適正な執行務の確保、車両装備資機材の管理及び各種事故の防止に最善の努力をしなければならない。

(教養訓練)

第23条 隊長は、毎月1回以上通常点検又は車両点検を行うとともに、定期会議を開催し、必要な教養訓練を実施しなければならない。

2 係長以上の幹部は、当日の勤務員に対し必要な指示教養及び走行訓練並びに車両点検を行うものとする。

第6章 事件事故の措置

(交通法令違反事件の処理)

第24条 隊員は、交通法令違反事件を取扱ったときは、定められた処理手続により適正に処理しなければならない。ただし、被疑者を逮捕したときは、逮捕地を管轄する署長に関係書類とともに引継ぐものとする。

(交通事故事件の措置)

第25条 隊員は、交通事故の届出を受け、又はこれを現認したときは、負傷者の救護、現場保存、目撃者・参考人の確保、交通整理その他道路における危険防止等の必要な初動措置を講ずるとともに、当該事故の発生地を管轄する署長に速やかに通報しなければならない。この場合において管轄警察署の警察官が現場に到着したときは、当該警察官に事件を引継ぐものとする。

(ひき逃げ事件の捜査)

第26条 ひき逃げ事件を認知し、又は発生手配を受けたときは、必要により前条に規定する措置をとるとともに、容疑車両の発見、追跡、手配等の初動的な捜査に当たらなければならない。

2 ひき逃げ事件の被疑者を逮捕したときは、逮捕地を管轄する署長に関係書類とともに引継ぐものとする。

(刑事事件認知の際の措置)

第27条 隊員は、勤務中に刑事事件の届出を受け、又はこれを現認したときは、犯人の逮捕、証拠保全等必要な初動措置を講ずるとともに、当該事件を管轄する署長に速やかに通報し引継ぐものとする。

なお、無線等によって事件の発生手配を受けたときは、必要な初動捜査に従事するものとする。

第7章 雑則

(内規の制定)

第28条 この訓令に定めるもののほか、交機隊の運用について必要な細部事項は、隊長が別に定める。

附 則

この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年5月15日本部訓令第7号)

この訓令は、昭和51年5月24日から施行する。

附 則 (昭和52年10月1日本部訓令第9号)

この訓令は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則 (昭和58年4月8日本部訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和58年3月12日から適用する。

附 則 (平成元年5月11日本部訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成元年4月2日から適用する。

附 則 (平成2年11月6日本部訓令第16号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成2年11月1日から適用する。

附 則 (平成5年3月17日本部訓令第5号)

この訓令は、平成5年3月17日から施行する。

附 則 (平成6年3月25日本部訓令第4号)

この訓令は、平成6年3月29日から施行する。

附 則 (平成7年3月17日本部訓令第2号)

この訓令は、平成7年3月24日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 2 8 日本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 0 年 3 月 2 4 日本部訓令第 4 号）

この訓令は、平成 1 0 年 3 月 2 4 日から施行する。

附 則（平成 1 3 年 8 月 2 3 日本部訓令第 2 0 号）

この訓令は、平成 1 3 年 8 月 2 3 日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 3 月 2 4 日本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 1 年 3 月 2 5 日本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 7 年 3 月 2 0 日本部訓令第 8 号）

この訓令は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 9 年 3 月 1 7 日本部訓令第 4 号）

この訓令は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 1 年 2 月 2 2 日本部訓令第 2 号）

この訓令は、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び警察署協議会条例の一部を改正する条例（平成 3 0 年宮城県条例第 8 6 号）の施行の日から施行する。